

第1回 公衆無線 LAN 環境整備検討委員会

日時：平成26年5月19日（月）
15：00～16：30
場所：川崎市役所 第3庁舎18階
大会議室

次 第

- 1 開会
委員長及び副委員長の選任
- 2 議題
(1) 本市が考える Wi-Fi の利活用と方向性について
(2) その他・連絡事項等
- 3 閉会

【配布資料】

資料1：川崎市の Wi-Fi 網整備の方向性について（案）

参考資料：自治体 Wi-Fi の整備状況と川崎市の現状について

参考資料：各企業の Wi-Fi 取組内容

川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会

学識委員

委員	所属組織
実積 寿也	九州大学大学院 教授
庄司 昌彦	国際大学GLOCOM 主任研究員 講師

企業委員

委員	所属組織
携帯電話事業者	多勢 克己 KDDI株式会社 ソリューション事業本部ソリューション推進本部 ソリューション3部4G マネージャー
	清本 幸宏 株式会社NTTドコモ神奈川支店 ネットワーク部 部長
	寺島 秀晃 ソフトバンクテレコム株式会社 渉外本部IT推進部IT事業管理課 課長
電気通信事業者	古川 直子 東日本電信電話株式会社 川崎支店 支店長
	松田 泰 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社 ビジネス企画部 担当部長
ISP事業者	石田 聡毅 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ネットワークサービス部オープンネットワークサービス部門 担当課長
機器メーカー	高坂 幹男 エレコム株式会社 新規ビジネス開発課 スーパーバイザー
	岩本 宏 日本電気株式会社 消防・防災ソリューション事業部 第三ビジネス推進部 部長
CATV事業者	梅田 穰 YOUテレビ株式会社 技術本部技術部 部長

川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市公衆無線LAN環境整備推進部会（以下「推進部会」という。）が、市域の公衆無線LAN環境の整備の検討を行うにあたり、より専門的な立場から効率的な整備方針や手法等について検討を行うため、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。）第12条の規定に基づき、川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討委員会は、12人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 携帯電話事業者
- (3) 電気通信事業者
- (4) インターネット接続事業者
- (5) 通信機器製造事業者
- (6) ケーブルテレビ事業者
- (7) その他情報統括監理者が指名する者

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で委員が欠けた場合、委員を補うことができる。ただし、その場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長の指名する委員とする。

4 委員長は、検討委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(所掌事務)

第6条 検討委員会は、次に掲げる事項について、専門的な立場から、調査、検討及び審議を行う。

(1) 市域の公衆無線LAN環境の整備に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項

2 検討委員会は、調査、検討及び審議を行った結果を、推進部会等に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第7条 検討委員会において、委員長が必要があると認めるときは、検討委員会構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、総務局情報管理部ICT推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

資料 1

川崎市のWi-Fi網整備の方向性について(案)

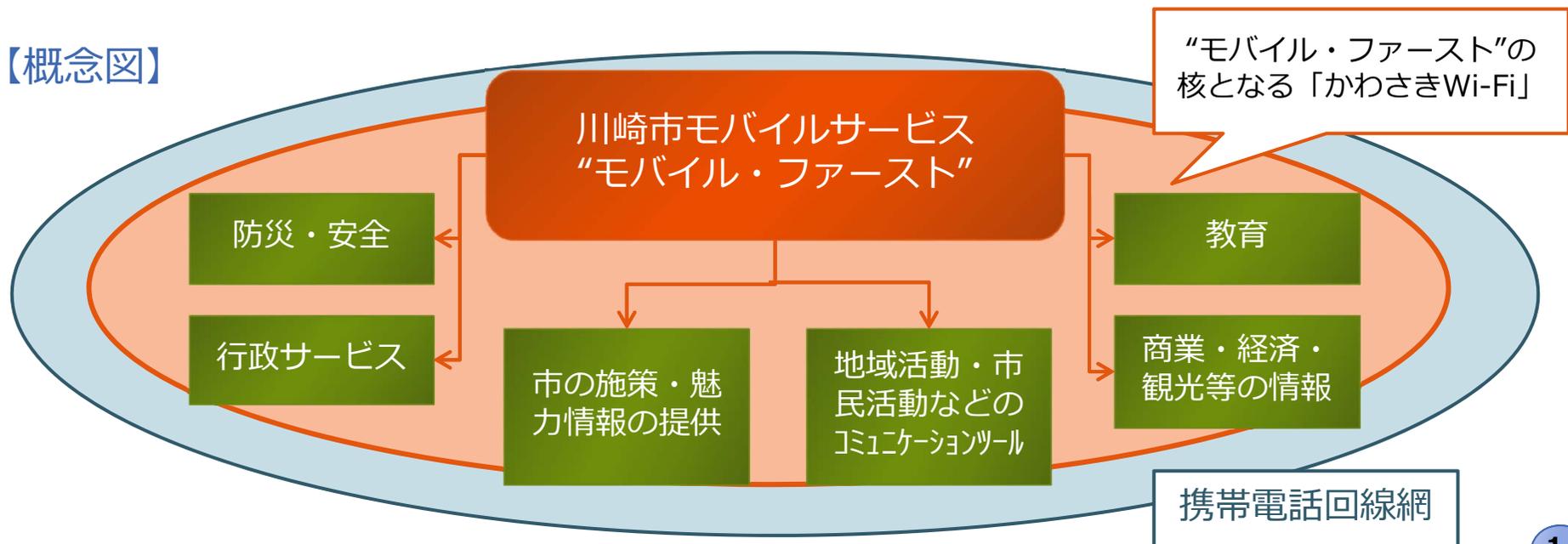
2014.5.19

第一回 川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会

1. 川崎市が目指すICTサービスの方向性“モバイル・ファースト”の考え方について

- ▶ 市民のインターネット利用はパソコンからモバイル端末に移行しつつある。
- ▶ 「モバイル端末」の強み ⇒ 携帯の簡易性、利用の手軽さ、即時性
- ➡ 市民の日々の暮らしにおいて、さらなる利便性の向上や安全・安心な暮らし、地域生活や地域経済の活性化を図るため、ICTを活用した行政サービスの提供を、スマートフォンやタブレット等の「モバイル端末」の利用を想定した仕組みへシフトする。
- ➡ 川崎市のWi-Fi網整備は、こうした取組の一助として、また、情報通信の増大に合わせた高速かつ大容量の通信インフラとして、市民がそれぞれのニーズに合った情報やサービスをタイムリーかつ手軽に受けられることを目指すものである。

【概念図】



2. Wi-Fiを活用した施策展開

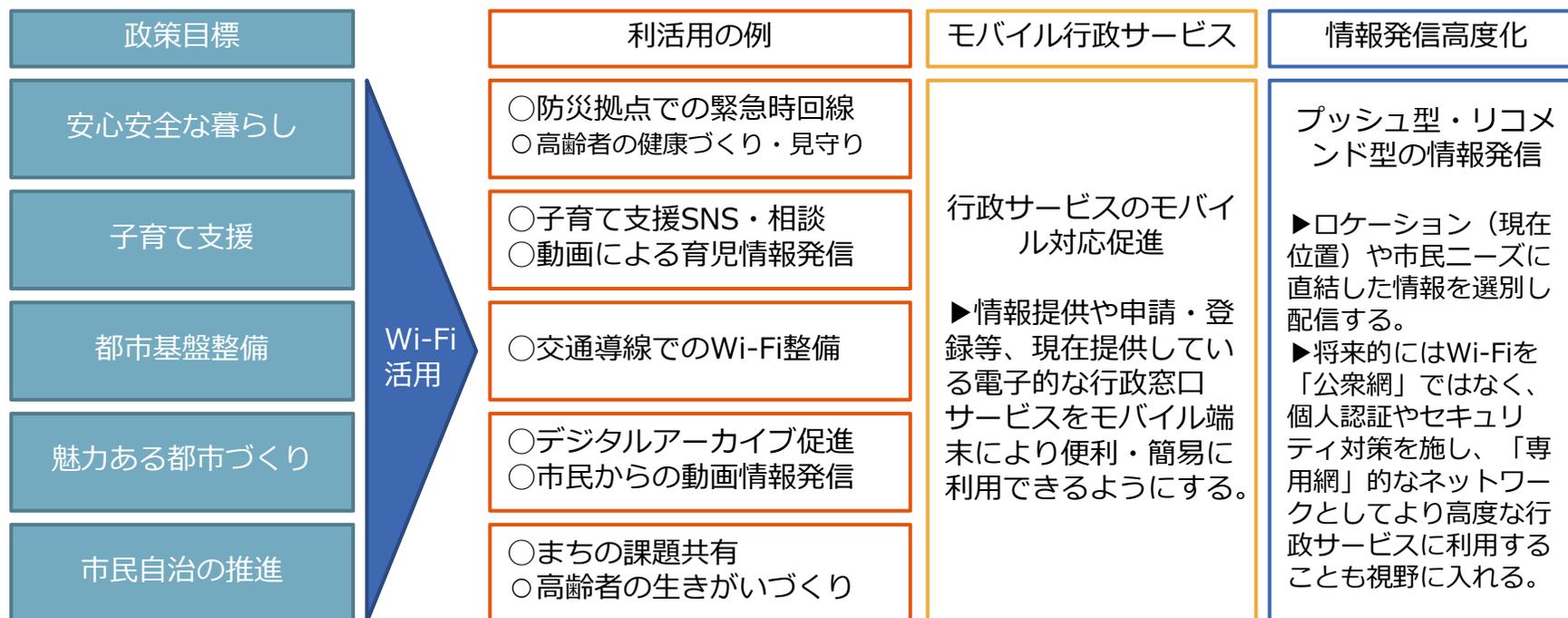
▶ Wi-Fiの強み

- ▶ 携帯電話通信が対応できていない環境への対応（災害時対応、外国人来訪者、携帯電話回線非契約者等）
- ▶ 大容量の通信を無料で利用可能（携帯電話はパケット利用上限が設定されている）

▶ **いつでも、誰でも、モバイル端末を利用できる通信環境を「かわさきWi-Fi」によって構築する。**

- ▶ 行政サービスの充実、市民の情報活動の活発化を実現する。

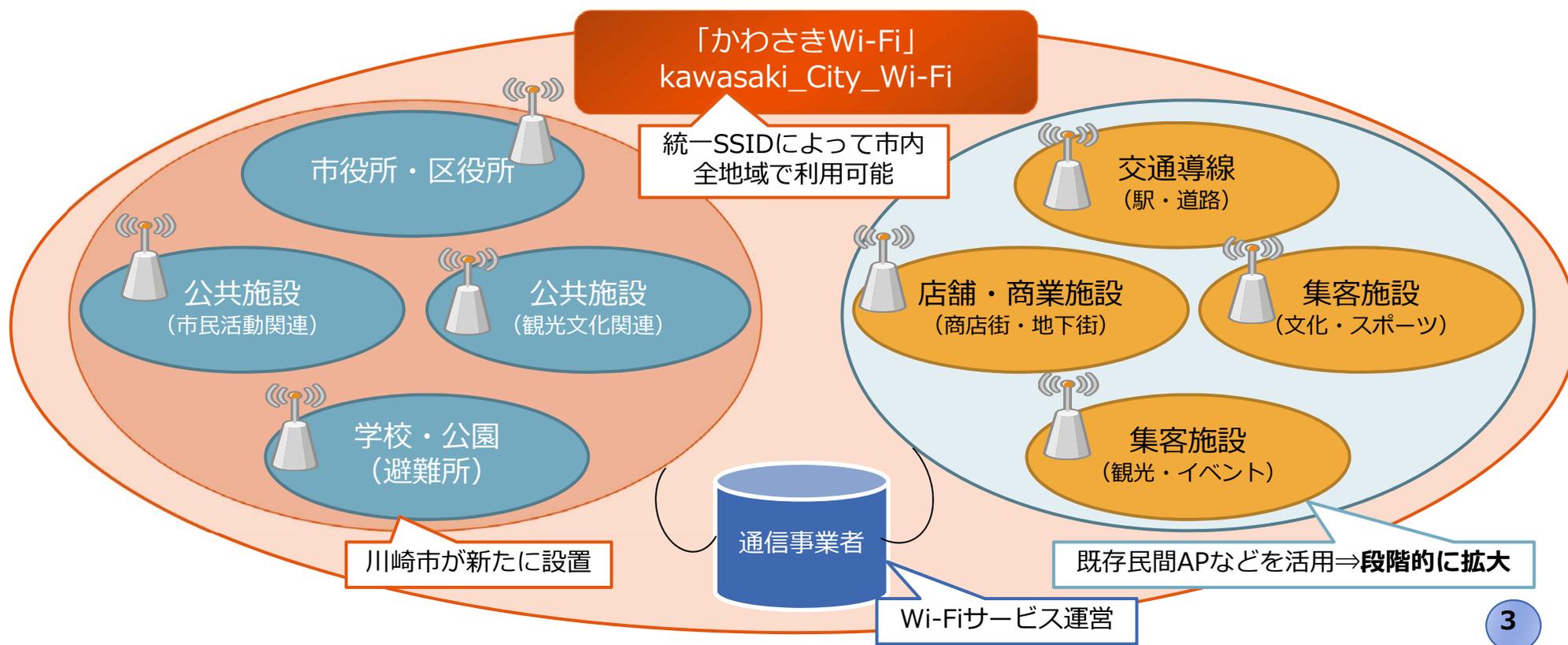
【Wi-Fiを活用することで強化される政策（例）】



3. Wi-Fiアクセスポイントの設置に関する考え方(イメージ)

- ▶ 行政サービス・市民活動・防災対策への効果的な活用に向けて、公共施設や避難所となる学校などのアクセスポイントを優先に川崎市が設置する。
- ▶ 民間施設や観光集客施設については、既存の民間通信事業者の設備の活用や施設管理者等の自主的な取組を促進する。(横浜市、静岡市、福岡市など)
 - ▶ 民間事業者との連携が不可欠

➡ 市内のどこでも「かわさきWi-Fi」が利用できる環境を整備していく。



4. 「かわさきWi-Fi」のフレーム(案)

- ▶ 「かわさきWi-Fi」のフレームを以下のように想定する。

項目	検討内容
利用対象者	Wi-Fi接続端末を持つすべての人（市民・来訪者）
活用方策	行政サービスの提供、Push型情報配信、情報発信の高度化（動画の活用）、行政と住民の双方向コミュニケーション、市民活動・経済活動、などへの活用
費用負担	民間通信事業者等の理解・協力を得ながらコストを低減化し、必要最小限の整備及び運用費等を川崎市が支出
アクセスポイントの整備範囲	学校・避難所、公共施設（川崎市）、交通導線、商店街・地下街、集客施設（民間と連携）←段階的なエリア拡大
整備・運用方法	民間通信事業者への委託によってサービスを提供する
セキュリティ	フィルタリング、アクセスログ保管、利用者登録の実施（暗号化や利用制限については、事業者とも協議する）
SSID（サービス名称）	川崎市固有のSSIDを設定する（「kawasaki_City_Wi-Fi」など）

参考資料

自治体Wi-Fiの整備状況と川崎市の現状について

2014.5.19

第一回 川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会

1.自治体Wi-Fiの整備事例①

- ▶ 自治体によるWi-Fi整備が広がっている。
 - ▶ 整備の背景は、Wi-Fi端末の増加、SNS需要の高まり、海外観光客へのサービス向上。
 - ▶ 東京オリンピック開催に向けて、さらなる整備が期待されている。

【最近の大規模な自治体Wi-Fi整備事例（自治体自ら運営するサービスの例）】

	福岡市	京都市	沖縄市	那覇市
自治体 ロゴ				
AP数	293カ所（2014.4）	385カ所（2013.5）	37カ所（2014.3） *通り全体をカバー	115カ所（2013.8）
主なAP設 置か所	市役所ロビー、博物館・美術館・図書館、商業施設、銀行、地下鉄、空港、ホテルなど	バス停、地下鉄、公共施設、商業施設	商店街・ストリート、観光施設、商業施設、市役所ロビー	商店街、バスターミナル、空港、博物館・美術館、商業施設、空港など
SSID	「Fukuoka_City_Wi-Fi」	「KYOTO_WiFi01」 、「KYOTO_WiFi02」	「Free_Koza_Wi-Fi_Okinawa_City」	「NAHA_City_Wi-Fi」
主な付加 サービス 予定も含む	観光ポータルサイトとの連携、スタンプラリー、災害時開放、台湾とのローミング	災害時開放	観光ポータルサイトとの連携、災害時開放	観光ポータルサイトとの連携、ARスタンプラリー

1.自治体Wi-Fiの整備事例②

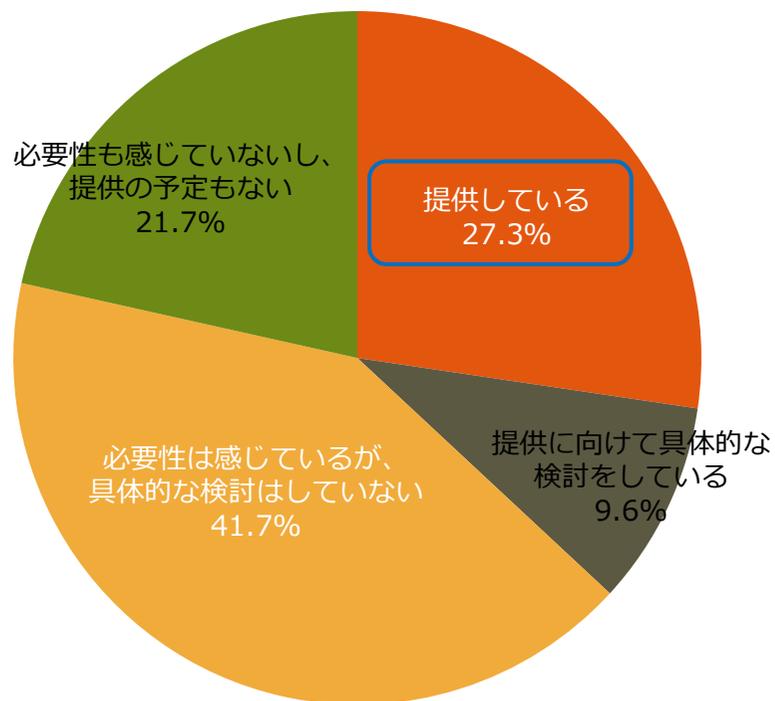
- ▶ 通信事業者のサービスを利用して整備する事例も増加している。

	横浜市	函館市	金沢市
自治体 ロゴ			
AP数	536カ所 (2013.6)	12施設、市電、空港連絡バス (2012.3)	公共施設10+店舗等 (2013.11)
主なAP設置か 所	観光施設、商業施設、地下街など	市電・停留所、バスターミナル・バ ス、観光施設など	市役所ロビー、美術館・ホール、観 光施設、金沢駅地下街など
SSID	「0000FLETS-PORTAL」	「Wi2premium」ほか	FREESPOTおよび各社サービスに準 じる
主な付加サー ビス 予定も含む	観光ポータルサイトとの連携、災害 時開放	災害時開放	スマホアプリ・スマホ対応Webとの 連携
備考		au系サービス契約者以外は、有料と なる（外国人観光客も有料）	公共施設は市が設置、店舗等には民 間事業者の設置を促す方式で整備 （市が仲介する） 利用料金・接続方法は事業者のプラ ンそのまま（有料のケースもある）

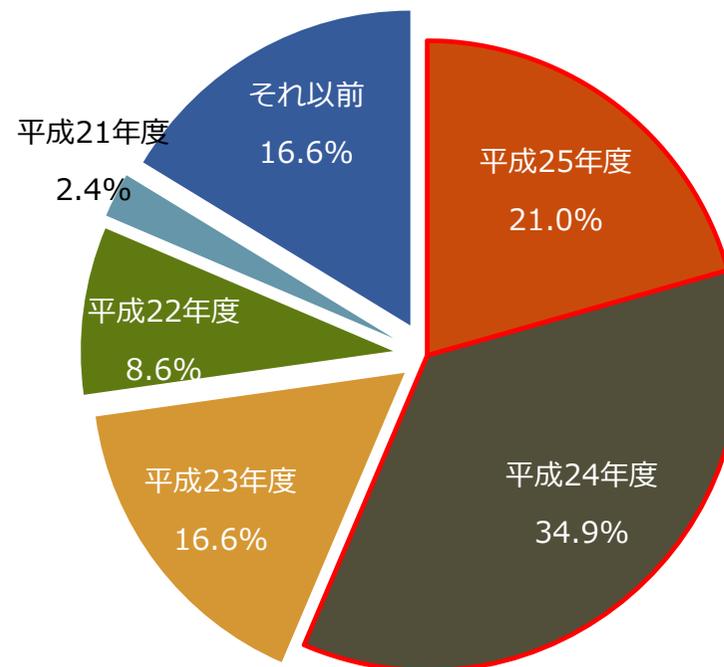
2. 自治体のWi-Fi導入状況①:導入率

- ▶ 公衆無線LANサービスを提供している団体は、約3割。
- ▶ 平成24年度・25年度に導入している団体が半数以上を占める。

公衆無線LANサービスの提供状況 (n=1240)



公衆無線LANサービスの導入時期 (n=338)

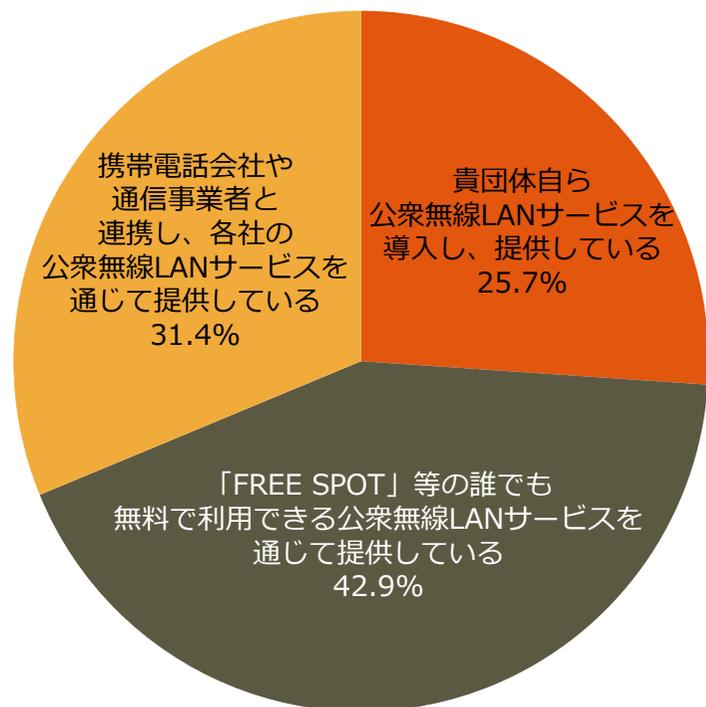


資料出所：北陸総合通信局「情報セキュリティセミナー」配布資料
平成25年度 総務省「電波の有効利用促進のための安全な無線LANの利用に関する普及啓発事業」
地方公共団体における公衆無線LANサービス状況調査結果

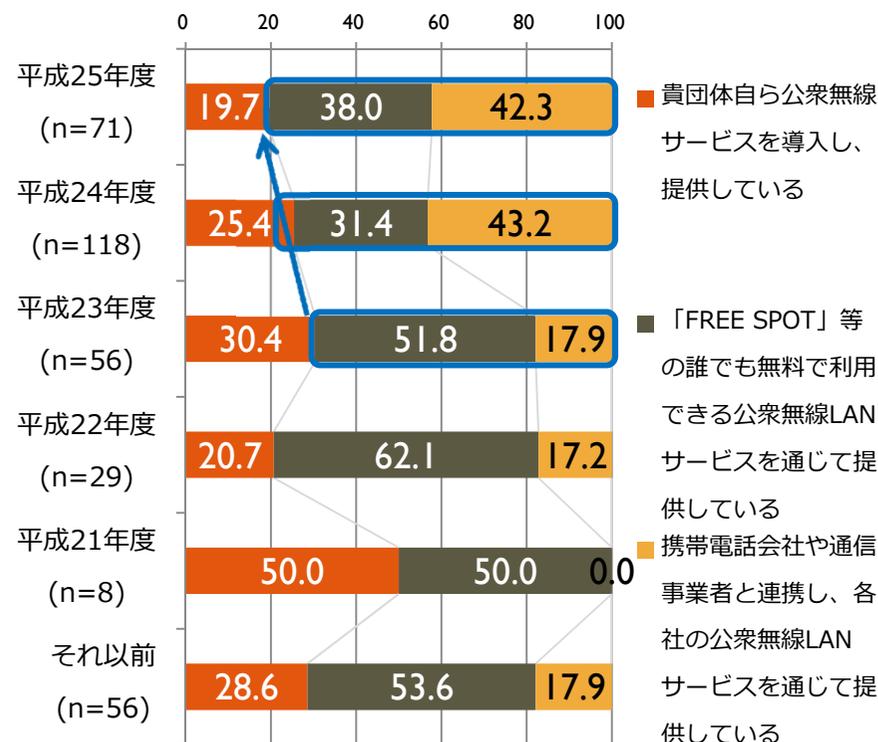
2. 自治体のWi-Fi導入状況②:導入形態

- ▶ 「FREESPOT等のサービスを通じて提供」が42.9%と最も多い。7割以上が「FREESPOTや通信事業者のサービスを利用して提供」しており、「自団体に提供」が25.7%と最も少ない。
- ▶ 平成23年度以降、通信事業者のサービスを利用して提供している団体が増加傾向にある。

公衆無線LANサービスの導入状況(n=338)



年度別の公衆無線LANサービス導入状況(n=338)

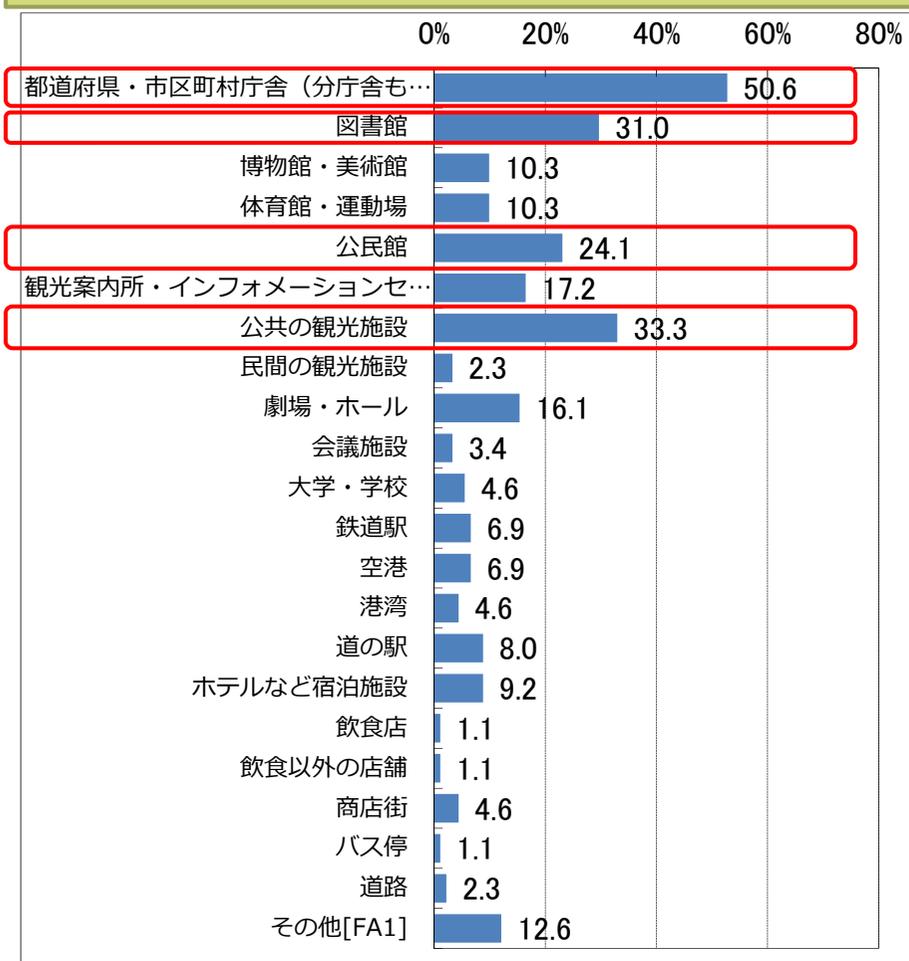


資料出所：北陸総合通信局「情報セキュリティセミナー」配布資料
 平成25年度 総務省「電波の有効利用促進のための安全な無線LANの利用に関する普及啓発事業」
 地方公共団体における公衆無線LANサービス状況調査結果

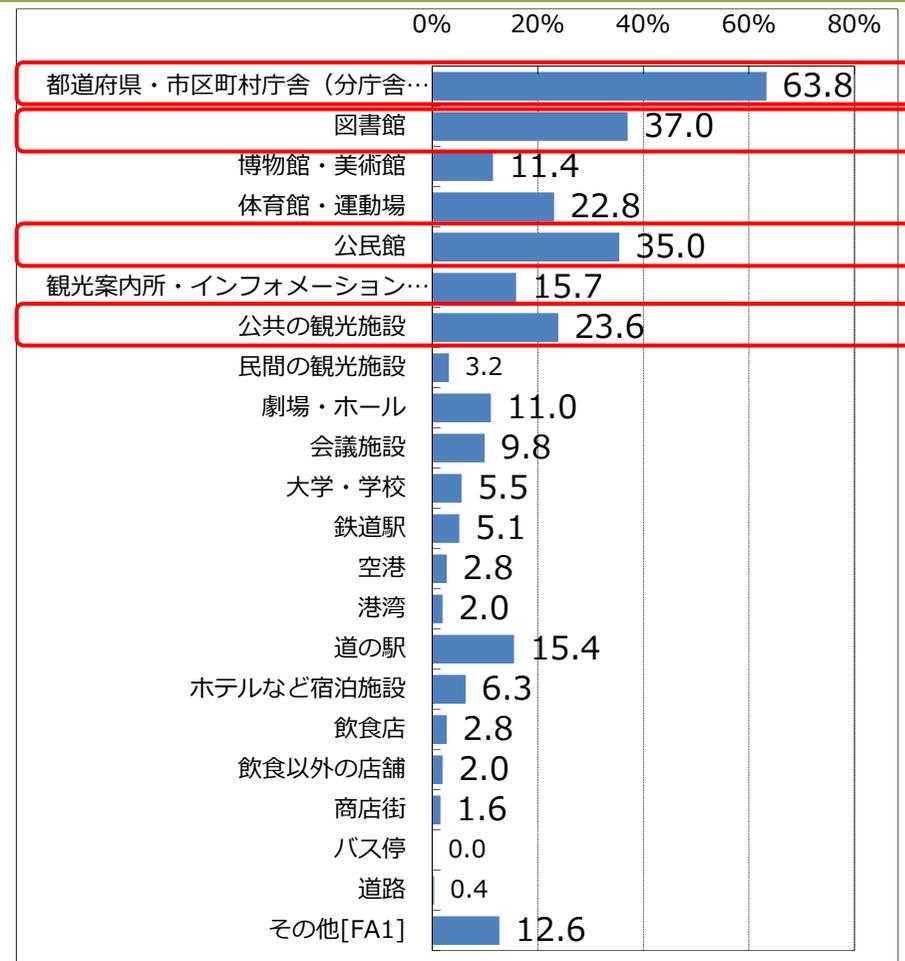
2. 自治体のWi-Fi導入状況③: アクセスポイント設置施設

▶ アクセスポイントは行政・公共施設に置かれているケースが多い。

自団体に公衆無線LANサービスを提供(n=87)



FREESPOT等や携帯電話会社、通信事業者等を通じ提供している団体 (n=251)



資料出所：北陸総合通信局「情報セキュリティセミナー」配布資料
 平成25年度 総務省「電波の有効利用促進のための安全な無線LANの利用に関する普及啓発事業」
 地方公共団体における公衆無線LANサービス状況調査結果

3. かわさきCityWi-Fi

- ▶ 2013.11.8に試行的に開始
- ▶ NTT東日本の「フレッツ光ステーション」を利用
- ▶ 利用者はメールアドレスとパスワードを登録、認証することでインターネットに接続可能
- ▶ 利用時間は一日最大30分（15分×2回）
- ▶ 利用施設は各区役所

利用施設	利用場所	利用時間
川崎区役所	2階区民課窓口付近	区役所開庁時間と同じ 【平日】 08:30-17:00 【土曜開庁】 08:30-12:00
幸区役所	1階区民課窓口付近	
中原区役所	1階区民課窓口付近	
高津区役所	1階市民ホール付近	
宮前区役所	2階市民ホール付近	
多摩区役所	1階区民課窓口付近	
麻生区役所	2階総合案内所付近	

【特徴】

- ・キャリアフリーでのインターネット接続
- ・市政情報の閲覧（動画など展開予定）
- ・ポータル画面は、4言語対応【英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語】

参考資料

各企業のWi-Fi取組内容

2014.5.19

第一回 川崎市公衆無線LAN環境整備検討委員会